地方財政審議会付議(説明)案件

令和元年11月26日(火)

(案件名)

- 自動車重量譲与税法施行規則の改正について(決裁)
- ○自動車重量譲与税法 (昭和四十六年法律第九十号)(地方財政審議会の意見の聴取)
- 第六条の二 総務大臣は、第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第 二項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとすると き、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を 譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければなら ない。

自治税務局 企画課 企画官 沼澤 弘平 (内23511)

自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和元年11月総務省自治税務局

1 主な改正の内容

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)の施行に伴い、自動車重量譲与税の譲与基準の算定についての所要の規定の整備を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行する。

〇総務省令第

号

自 動 車 重 量 譲 与 税 法 昭 和 兀 + 六 年 法 律 第 九 + 号) 第二 条 0) 第二 項 0) 規 定 に 基 づ き、 自 動 車 重 量

譲 与 税 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ うに 定 め る。

令和元年 月

万 日

総務大臣 高市 早苗

自 動 車 重 量 譲 与 税 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 する 省 令

自 動 車 重 量 譲 与 税 法 施 行 規 則 昭 和 兀 + 六 年 自 治 省 令 第 十三号) 0 部 を 次 0 ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ 12 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規 定

を \mathcal{O} 付 傍 線 L た を 規 付 定 し た 以 部 下 分 \mathcal{O} \neg 対 ょ 象 う 規 に 改 定 \otimes لح 改 1 う。 正 前 欄 は 及 び 改 改 正 正 後 前 欄 欄 に に 掲 対 げ 応 L る 7 対 象 掲 規 げ 定 る を そ 改 \mathcal{O} 正 標 後 記 部 欄 分 12 撂 12 げ 重 る 対 傍 線 象

規 定 لح L 7 移 動 L 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に れ に 対 応 す る Ł \mathcal{O} を 掲 げ 7 1 な 7 ŧ \mathcal{O}

は、これを加える。

附

則

4

【参照条文】

- 〇自動車重量譲与税法(昭和 46 年法律第 90 号) [平成 31 年 4 月 1 日施行] (都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準)
- 第二条の二 自動車重量譲与税の三百四十八分の十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十五条第一項又は第三項の規定により自動車税を課した自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるもの及び同法第百六十二条の規定により自動車税を免除したものを除く。次項において同じ。)の台数に按分して譲与するものとする。
- 2 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。
- ○自動車重量譲与税法(昭和 46 年法律第 90 号)[令和元年 10 月 1 日施行] (都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準)
- 第二条の二 自動車重量譲与税の三百四十八分の十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十六条第一項若しくは第三項又は第百四十七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるもの及び同法第百七十七条の十七の規定により自動車税を免除したものを除く。次項において同じ。)の台数に按分して譲与するものとする。
- 2 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。
- 〇自動車重量譲与税法施行規則(昭和 46 年自治省令第 13 号)[令和元年 10 月 1 日施行] (自家用の乗用車の台数の算定)
- 第三条の二 法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、<u>前年の四月一日現在</u> <u>において行う</u>ものとする。